



KOTO City in TOKYO
スポーツと人情が熱いまち 江東区

国保だより

No.199 (令和4年6月発行)

国保の加入者
(令和4年4月30日現在)
世帯数 66,206 世帯
被保険者数 91,137 人

江東区生活支援部医療保険課 ☎ 03-3647-9111(代表)
〒135-8383 江東区東陽4-11-28 FAX 03-3647-8443(課)
区のホームページ <https://www.city.koto.lg.jp/>

令和4年度の国民健康保険料をお知らせします

令和4年度(令和4年4月～令和5年3月)の国民健康保険料が決定しました。計算方法は下表のとおりです。

年間保険料額

① 医療分(基礎賦課額)

医療費等の財源

[限度額 65万円]

均等割額

$$= 42,100 \text{ 円} \times \text{加入者数}$$

+

所得割額

加入者全員の
年間所得額(*)

× 7.16%

② 支援金分(後期高齢者支援金等賦課額)

後期高齢者医療制度の支援金

[限度額 20万円]

$$= 13,200 \text{ 円} \times \text{加入者数}$$

+

加入者全員の
年間所得額(*)

× 2.28%

③ 介護分(介護納付金賦課額)

40～64歳の方の介護納付金

[限度額 17万円]

$$= 16,600 \text{ 円} \times \frac{\text{40～64歳の}}{\text{加入者数}}$$

+

40～64歳の加入者の
年間所得額(*)

× 2.31%

① + ② + ③ = 1年間の保険料 ※保険料は世帯単位で計算します

◎均等割額……加入者全員にかかる保険料です。(世帯主と加入者の所得合計に応じて減額される場合があります)
◎所得割額……前年の所得に対してかかる保険料です。

(*) 年間所得額についての詳しい説明は、中面(4ページ)をご覧ください。

保険料のお知らせは世帯主あてに通知します

世帯の保険料は住民票上の世帯主あてに通知します。世帯主が国保の加入者でない場合も世帯主あてに通知します。世帯主本人が国保の加入者でない場合は、世帯主の保険料はかかりません。

職場の健康保険に加入したら、国保をやめる手続きをお願いします

就職や扶養認定により職場の健康保険などに加入したときは、国保をやめる手続きをしてください。
原則、職場が手続きを代行したり、自動的に国民健康保険の資格がなくなることはありません。

転入した方は、後日保険料が変更になることがあります

令和4年1月2日以降に転入した方については、江東区に所得情報がないため、当初は均等割額のみの保険料で通知します。所得が確認でき、保険料が変更になった場合は変更通知書をお送りします。お支払いについては、変更通知書をお送りした月以降の各月期で調整しますので、変更通知書が届くまでは、今回お知らせした金額でお支払いください。

後期高齢者医療制度に加入されている方への通知は7月です

後期高齢者医療制度に加入されている方の令和4年度の後期高齢者医療保険料については、7月中旬に通知書をお送りします。

■ 資格賦課係 ☎ 03-3647-8520 ■

! 年間所得額と減額判定所得について

■年間所得額 (所得割額の算定に使用します)

- 前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・分離譲渡所得金額等の合計金額から基礎控除 43万円を控除した額※。(下記の□の所得から 43万円を引いた金額です)

※合計所得金額が 2,400 万円以下の場合

- 雑損失の繰越控除額は控除されません。
- 分離譲渡所得は特別控除後の額が用いられます。

◆注意事項◆

特定口座において源泉徴収を選択している株の所得については、確定申告分のみが算定の対象となります。

給与、雑所得（公的年金等）、事業（営業）、不動産、配当、利子、短期譲渡、山林所得、
総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額の 2 分の 1 の金額、
分離課税の所得（株、土地・家の売却益などの長期（短期）譲渡所得等）

■減額判定所得 (均等割額の減額判定に使用します)

- 前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・分離譲渡所得金額等の合計金額。

◆注意事項◆

年間所得額とは以下の点が異なります。

- 基礎控除 43 万円（合計所得金額が 2,400 万円以下の場合）は控除されません。
- 雑損失の繰越控除額は控除されます。
- 分離譲渡所得は特別控除前の額が用いられます。
- 当該年度の 1 月 1 日時点（*）で 65 歳以上の方の公的年金所得については、当該所得から 15 万円が控除されます。 * 令和 4 年度の場合は、令和 4 年 1 月 1 日時点です。
- 青色専従者給与額および事業専従者控除額は必要経費に算入されません。
また、それぞれの事業専従者が当該事業から受ける給与所得の金額はないものとされます。

! 特別徴収（年金からのお支払い）について

特別徴収の条件を満たした世帯は、原則、特別徴収による納付となります。特別徴収の開始条件は納入通知書の裏面及び小冊子「みんなで守ろう わたしたちの国保（令和 4 年度版）」の 21~22 ページに記載がありますのでご覧ください。

また、これまで特別徴収だった世帯でも、特別徴収の条件を満たさなくなった場合等は、納付方法が普通徴収に戻ることがあります。

! その他ご確認いただきたい点について

保険料額は、世帯の状況や所得・保険料率等により毎年変わります。昨年度と同じ世帯構成、加入期間、所得であっても、昨年度より保険料額が高くなる場合があります。

また、世帯主と国保加入者全員の所得が確定しないと均等割額の減額判定ができません。
国保加入者と世帯主の方は、収入の有無にかかわらず、保険料算定等のため、所得の申告をお願いします。ただし、以下に該当される方については、所得の申告が不要の場合があります。

- 所得が給与や年金のみの方で、支払者（勤務先・年金機構）から各支払報告書の提出がされている方
- 確定申告または住民税申告をされた方
- 税法上の扶養親族となっている方

いろいろあります 保険料(普通徴収分)の納付方法

口座振替でのお支払い

特別徴収以外の方は原則口座振替によるお支払いをお願いします。

《キャッシュカードによる手続き》



◇手続きに必要なもの

- ①保険証または納付書
- ②右記実施金融機関の普通預金
(総合口座) のキャッシュカード

◇このサービスを利用できる金融機関

- | | |
|-----------|----------|
| ・みずほ銀行 | ・三菱UFJ銀行 |
| ・三井住友銀行 | ・りそな銀行 |
| ・きらぼし銀行 | ・ゆうちょ銀行 |
| ・東京ベイ信用金庫 | ・東京東信用金庫 |

専用端末機にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力していただきます。

お申し込みは、区役所 2 階 8 番窓口・区内各出張所です。

(生体認証機能付カード等、一部利用できないカードがあります。)

《口座振替依頼書による手続き》



◇手続きに必要なもの

- ①保険証または納付書
 - ②普通預金(総合口座)の通帳
 - ③通帳届出印
- ※ただし、口座名義人が世帯主と異なる場合は
世帯主の印鑑もお持ちください。

手続きをしてから口座振替が開始されるまで、約 1 ~ 2 ヶ月かかります。

振替日は毎月末日です。末日が金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日となります。

口座振替依頼書にご記入いただく方法です。

用紙は区役所 2 階 8 番窓口または区内各出張所にご用意しております。

郵送でのお手続きもできますので保険料係までご連絡ください。

納付書によるお支払い

区役所 2 階 8 番窓口、区内各出張所のほか、金融機関やコンビニエンスストアでもお支払いいただけます。

Pay-easy (ペイジー) によるお支払い

ペイジーマーク付きの納付書で、ATM(ペイジー対応型) や、パソコン・スマートフォンから納付ができます。
払込手数料は無料です。

※パソコン・スマートフォンによるお支払いは、事前に金融機関へインターネットバンキング登録が必要です。

クレジットカード決済によるお支払い

「ネット de モバイルレジ」、「モバイルレジクレジット」を利用して、パソコン・スマートフォンからクレジットカードで納付ができます。なお、納付金額に応じた手数料がかかります。

※「Yahoo ! 公金支払い」によるクレジットカード決済は令和 4 年 3 月 30 日で終了しました。

バーコード決済 (モバイルレジ・LINE Pay・PayPay・d 払い・au PAY・J-Coin Pay) によるお支払い

納付書のバーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、アプリの決済機能を利用して納付ができます。

※窓口等でアプリの使用はできません。また、事前に利用登録、金額のチャージ等が必要です。

※詳しくはホームページをご覧ください。

・区ホームページ「健康・福祉」→「国民健康保険」→「国民健康保険料」→「保険料の納め方」

■ 保険料係 ☎03-3647-3169 ■

旧被扶養者の方への軽減

被用者保険(会社の健康保険等、ただし国民健康保険組合は対象外)から後期高齢者医療制度へ移行した方に扶養されていた 65 歳以上の方は、申請すると保険料の軽減措置を受けることができます。

軽減内容…所得割額を免除・均等割額を最大 5 割軽減

令和元年度より、均等割額の軽減措置が最長で 2 年となりました。所得割額は当面かかりません。

■ 資格賦課係 ☎03-3647-8520 ■

未就学児への軽減

令和4年度の保険料から未就学児の均等割額を5割軽減します。

■ 資格賦課係 ☎03-3647-8520 ■

限度額適用認定証等の更新について

高額な外来診療を受けたり、入院される場合には、一月にひとつの医療機関で支払う一部負担金(医療機関の窓口で支払う保険適用分の医療費)が限度額までで済む限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証(非課税世帯対象)をご利用になれます。

限度額適用認定証等は、毎年8月1日を基準に前年の所得から負担区分を決定しております。限度額適用認定証等は随時受付をしておりますが、**引き続きご利用になる方等は、8月1日以降ご利用いただける限度額適用認定証等の申請を令和4年6月下旬から受付をします。(証の発行は7月下旬になります。自動的には切り替わりません)**

*世帯主と国保の加入者全員の住民税申告がない場合は、適正な限度額となりませんので、住民税の申告を済ませていない方は申告を済ませてから申請してください。

*保険料の滞納がある方は、限度額適用認定証等を発行できない場合があります。

■ 保険給付係 ☎03-3647-3168 ■

特定健康診査 令和4年6月21日(火)から開始

糖尿病、高血圧症などの生活習慣病の多くは自覚症状のないまま進行し、自覚症状が出る頃にはすでに重症であることが少なくありません。

特定健康診査は、生活習慣病のリスクを多く含むメタボリックシンドロームに着目した健診です。血液検査や尿検査などから自分の健康状態を知り、予防の基礎となる生活習慣を見直すきっかけとしましょう。

健康診査の最新情報はこちら→



《対象者》 40歳～74歳の国民健康保険加入者

《実施期間》 令和4年6月21日(火)～令和5年2月20日(月)

《検査内容》 問診、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図、胸部X線検査など

- 1 緑色の封筒(受診券シールと質問票)が届く(6月中旬)
- 2 実施医療機関名簿から受診する医療機関を選ぶ
- 3 受診券シール、質問票、保険証を持参して受診する
- 4 医療機関で健診結果の説明を受ける

受診の際は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用や、受診前に自宅等で体温測定をお願いしております。受診前に、受診券シールとともににお送りしている『令和4年度 江東区「健康診査」のご案内』を必ずご確認ください。

特定健診の結果から、生活習慣病のリスクがあると判断された方には、保健師や管理栄養士などの専門スタッフによるサポートを受けながら生活習慣を見直す、特定保健指導を実施します。(費用無料)

健診結果でサインが出はじめた時が生活習慣を改善するチャンスです。対象となる方には、健診実施後に江東区の委託事業者である(株)日本サポートサービスからご案内を郵送しますので、ぜひご利用ください。

■ 特定保健指導について 医療保健係 ☎03-3647-8516 ■

■ 特定健康診査について 江東区保健所健康推進課 健康づくり係 ☎03-3647-9487 ■